

第 年 月 日 号

申 請 人 様

勝山市長

年 月 日付けで申請のあった里道、水路等を開発区域に含めること、ならびに新たに設置する公共施設のうち勝山市所管の公共財産とすることについては、都市計画法（以下「法」という。）第32条の規定に基づき、下記のとおり同意する。

記

1. 開発行為の場所

筆地先

2. 地区編入を必要とする土地

道路敷	m2	その他	m2
水路敷	m2	合 計	m2

3. 法第40条第1項の規定により開発行為を受けた者に帰属する従前の公共施設の面積

道路敷	m2	その他	m2
水路敷	m2	合 計	m2

4. 法第40条第1項の規定により新たに設置し、市に帰属することとなる公共施設の面積

道路敷	m2	その他	m2
水路敷	m2	合 計	m2

5. 新たに設置し、市に帰属することとなる公共施設に含まれる、従前の公共施設の面積

道路敷	m2	その他	m2
水路敷	m2	合 計	m2

6. 存置する公共施設の面積

道路敷	m2	その他	m2
水路敷	m2	合 計	m2

7. 法第40条第1項の規定が不適用となる公共施設の面積

道路敷	m2	その他	m2
水路敷	m2	合 計	m2

8. 法第40条第1項の規定により新たに設置し、市に帰属することとなる公共施設の分筆手続きを、法第36条第3項の工事完了の公告の日前までに完了すること。

9. 法第40条第1項の規定により新たに設置し、市に帰属することとなる公共施設の所有権手続きを、法第36条第3項の工事完了の公告の日の翌日以後すみやかに完了し、登記済証を提出すること。

10. 8及び9の場合における分筆及び所有権移転手続きに要する経費、ならびに開発許可を受けた者に帰属する従前の公共施設の所有権移転（所有権移転に必要な前提手続きを含む。）に要する登録免許税及びその他一切の経費は、開発許可を受けた者の負担とする。

11. 開発許可を受けた者は、工事の途中で開発行為を廃止または変更除外した場合には、従前の公共施設の原状回復を行うこと。